

チーム医療推進にかかる検討の経緯について

資料1

「チーム医療推進に関する検討会」(平成21年8月～平成22年3月)において、日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携のあり方等について、有識者により検討が行われ、平成22年3月19日に報告書がとりまとめられた。

<報告書(概要)>

● チーム医療の推進にかかる基本的な考え方を整理

- ・「チーム医療」とは「多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつ互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」。
- ・「チーム医療」の効果は、①医療・生活の質の向上、②医療従事者の負担軽減、③医療安全の向上。
- ・チーム医療を推進するためには、①各医療スタッフの専門性の向上、②各医療スタッフの専門性の向上、③医療スタッフ間の連携・補完の推進、という方向で様々な取組を進める必要。

● 看護師の役割拡大について → チーム医療推進のための看護業務検討WG

- ・チーム医療の推進に資するよう看護師の役割を拡大するためには、看護師の実施可能な行為の拡大によって、能力を最大限に発揮できる環境を用意する必要。

○ 一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する特定看護師(仮称)が、従来よりも幅広い医行為を実施できる新たな枠組みを構築する必要。

→ 医療現場や養成現場の関係者等の協力を得て専門的・実証的に検討。

○ 当面は現行法下で試行。試行結果を検証・法制化を視野に具体的措置を検討。

● 看護師以外の医療スタッフ等の役割拡大

→ 平成22年4月30日付け医政局長通知

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」

- ・薬剤師やリハビリ関係職種、管理栄養士、臨床工学技士、診療放射線技師等、医師以外の医療スタッフが実施することができる業務を整理し、役割拡大を促進。

● 医療スタッフ間の連携の推進

- ・各医療スタッフの専門性の向上や役割の拡大を活かすため、医療スタッフ間の連携(医療機関内における連携、在宅医療における地域横断的な連携等)の推進が重要。

看護師の能力認証の枠組みに関しては、第13回チーム医療推進会議(平成24年8月22日)において、特定の医行為を診療の補助として明確化し、厚生労働大臣が指定する研修機関の修了者が包括的指示を受けて特定の医行為を実施できる等とする方向で今後さらに議論を進めることとなっている。

また、特定の医行為の範囲やそれに応じた研修の枠組み等については、第25回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ(平成24年8月30日)において、具体的な**医行為分類(案)及び教育内容等基準(案)**を作成し、関係学会等から幅広く意見を募集することとした。なお、教育内容等基準(案)については、ワーキンググループにおいても様々な意見が表明されている段階であり、今回の意見を踏まえ、さらに今後議論を深めることとしている。

関係学会等より意見を募集

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ

- 意見を踏まえ、医行為分類(案)を検討
- 意見を踏まえ、教育内容等基準(案)を検討

※適宜、チーム医療推進会議に報告する。

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ における検討事項の整理

チーム医療の推進に関する検討の経過

チーム医療の推進に関する検討会 (平成21年8月～平成22年3月) ※全11回開催

- チーム医療を推進するため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される検討会を開催。
- 日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携のあり方等について検討。

報告書を受けて…

チーム医療推進会議 (平成22年5月～) ※平成24年8月までに13回開催

- チーム医療を推進するための方策について
- チーム医療を推進するための看護師業務の在り方について

チーム医療推進方策検討WG

(平成22年10月～)

※平成24年9月までに10回開催

- チーム医療の取組の指針となるガイドラインの策定
- 上記ガイドラインを活用したチーム医療の普及・推進のための方策
- 各医療スタッフの業務範囲・役割について、さらなる見直しを適時検討するための仕組みの在り方

チーム医療推進のための看護 業務検討WG

(平成22年5月～)

※平成24年8月までに25回開催

- 看護師の業務範囲
- 「特定の医行為」の範囲
- 特定看護師（仮称）の要件
- 特定看護師（仮称）の養成課程の認定基準

- 看護業務実態調査
- 看護師特定能力養成 調査試行事業
- 看護師特定行為・業務試行事業

(参考)

チーム医療推進のための看護業務検討 ワーキンググループにおける検討イメージ

検討課題

現行の看護基礎
教育で対応可能であり
看護師の更なる活用が
望まれる業務・行為

医療現場等で
一定のトレーニング
を積み重ねた看護師
が実施すべき業務・
行為

看護師が能力を認証
されるための要件

一定の系統的な教
育・研修を受けた看護
師が実施すべき業務・
行為

他職種による
実施が適当な業務

看護師が能力を認証
されるために必要なカリ
キュラム等の認定基準

看護業務実態調査(平成22年度)

- 現在看護師が行っている医行為の範囲
- 将来的に、一般の看護師が実施可能と想定される医行為の範囲
- 将来的に、特定看護師(仮称)が実施すべき医行為の範囲
- 看護師が現在行っている業務の中で、他職種による実施が適当と考えられる業務

特定看護師(仮称)養成調査試行事業 (平成22年度)

【コース】

- (A) 修士課程 (B) 研修課程
- (C) 養成課程 情報収集事業

専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に取り組む修士課程、研修課程等に幅広く協力を得て先導的な試行を実施し、カリキュラムの内容や実習の実施状況等に関する情報を収集する。

実践にあたり、能力認証が
必要な特定行為の候補

調整

「特定行為」を習
得するための教育
内容の在り方

安全に実施
するための
要件

特定看護師(仮称)業務試行事業 (平成23年度)

医療現場(病院・診療所・訪問看護事業所・介護関係施設等)における業務実施の試行業務実施の安全性を確認し、医師等の現場の医療従事者からの評価を受ける。

特定看護師(仮称)養成調査試行事業 (平成23年度)

【コース】

- (A) 修士課程 (B) 研修課程
- (平成22年度と同様に実施)

看護師特定行為・業務試行事業 (平成24年度)

(平成23年度特定看護師(仮称)業務試行事業と同様に実施予定)

看護師特定能力養成 調査試行事業 (平成24年度)

【コース】

- (A) 2年課程 (B) 8ヶ月課程
- (平成22年度特定看護師(仮称)養成調査試行事業と同様に実施予定)